

第92回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年1月24日（月）

議 題

1. 本県における今後の対応について

感染拡大防止対策期（1月13日～2月13日）

資料 1

令和4年1月24日改訂

香川県

まん延防止等重点措置

<期間>

令和4（2022）年1月21日（金）

～

令和4（2022）年2月13日（日）

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

※特措法第31条の6

まん延防止等重点措置に係る措置区域の県民・事業者への感染防止の協力要請等

※第24条第9項

県民・事業者への感染防止の協力要請等

措置区域

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町、綾川町、まんのう町（8市8町）

期間

令和4年1月21日(金)～2月13日(日)

※綾川町、まんのう町は、令和4年1月25日(火)～2月13日(日)

●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底するよう協力要請
 - 【別添1】：人の接触を8割減らす10のポイント
(令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
 - 【別添2】：新しい生活様式(生活スタイル)の実践例
(令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正)
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
 - 【別添3】：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう協力要請
(対象者全員検査を受けた場合を除く)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
 - 【別添4】(省略)：業種別ガイドライン

●県民への協力要請②【法第24条第9項】

- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添5】：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 感染リスク高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う
【別添6】：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫
(令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

●県民への要請【法第31条の6第2項】

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請

●県外から本県に来県される皆様への働きかけ

香川県以外の地域

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添4】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添7】：今後における適切な感染防止策
【別添8】：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添9】：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 事業所に関する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組みを行うよう協力要請
- 職場に出勤する場合、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを強力的に推進するよう協力要請
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

●事業者への協力要請②【法第24条第9項】

香川県全域

- ・ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう協力要請
- ・ 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請
- ・ 飲食店における同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※ 認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く

●事業者への要請【法第31条の6第1項】

措置区域

- ・ 飲食店に対し、営業時間の短縮を要請
- ・ 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないよう要請
- ・ 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施するよう要請
（※）「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」、など

飲食店への営業時間短縮の第9次要請（対象区域の追加） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

1 実施期間(要請期間) 令和4年1月21日(金) 午前0時 ～ 2月13日(日) 午後12時

2 対象区域(8市6町)

| | | | | | | | |
|-----|------|-----|------|------|------|-------|-----|
| 高松市 | 丸亀市 | 坂出市 | 善通寺市 | 観音寺市 | さぬき市 | 東かがわ市 | 三豊市 |
| 土庄町 | 小豆島町 | 三木町 | 宇多津町 | 琴平町 | 多度津町 | | |

【対象区域の追加】

1 実施期間(要請期間) 令和4年1月25日(火) 午前0時 ～ 2月13日(日) 午後12時

2 対象区域(2町)

| | |
|-----|-------|
| 綾川町 | まんのう町 |
|-----|-------|

3 根拠 特措法第31条の6第1項、第24条第9項

4 対象 対象区域(8市8町)において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗
 ✓ 小売りを営業主体とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

| 対象店舗 | かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』 | | 『非認証店』 |
|-------|--|--------------------------------|--------------------------------|
| 要請の内容 | ✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請 | | |
| | ✓ 営業時間は、午前5時から午後9時までに限る | ✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る | ✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る |
| | ✓ 『酒類の提供』は午後8時まで | ✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請 | ✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請 |
| | → 『認証店』については、上記の何れかを継続して選択することを可能とする(申請を取り下げた場合を除く) | | — |
| | ✓ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請 (認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く) | | |

香川県営業時間短縮協力金（第9次・対象区域の追加） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

※第9次要請について、準備期間を考慮し、遅くとも1月24日（月）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。

→ 1月25日（火）から対象区域の追加となる「綾川町」・「まんのう町」については、準備期間を考慮し、遅くとも1月28日（金）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金支払いの対象となります。

※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。

※『認証店』については、時短営業の内容を選択制としており、要請期間を通じてどちらか一方に固定した協力金をお支払いします。

| 対象店舗 | かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』 | | 『非認証店』 |
|--|--|--|--|
| 時短営業の内容 | 営業時間・午前5時から午後9時まで 酒類提供・午後8時まで | 営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む） | 営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む） |
| 協力金の内容 | ※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、対象となりません。 | ※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。 | ※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。 |
| | <中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて | | |
| | 2.5万円～7.5万円 ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律2万5千円/日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高×0.3 (上限7万5千円/日) | 3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律3万円/日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高×0.4 (上限10万円/日) | 3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律3万円/日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高×0.4 (上限10万円/日) |
| | <大企業> ※中小企業においてもこの方式を選択可 | | |
| 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 →上限20万円/日又は前年度若しくは前々年度1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額 | 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 →上限20万円/日 | 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 →上限20万円/日 | |

※申請受付要項は、2月下旬に公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第9次・対象区域の追加）～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第9次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、2月下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も令和4年1月21日（金）から2月13日（日）までの間（対象区域の追加となる「綾川町」・「まんのう町」については、1月25日（火）から2月13日までの間）、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける、要請対象の飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

| | | | | | | | | |
|-----|------|-----|------|------|------|-------|-------|---|
| 高松市 | 丸亀市 | 坂出市 | 善通寺市 | 観音寺市 | さぬき市 | 東かがわ市 | 三豊市 | の飲食店 定額 30万円 （10日分） （認証店が午後9時までの時短を選択する場合、12日分） |
| 土庄町 | 小豆島町 | 三木町 | 宇多津町 | 琴平町 | 多度津町 | 綾川町 | まんのう町 | |

申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 1月21日～2月13日（綾川町・まんのう町は1月25日～2月13日）の時短等要請に全面的にご協力いただける事業者
→準備期間を考慮し、遅くとも1月24日（綾川町・まんのう町は1月28日）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金の対象となります
- ✓ 第1次～第8次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第9次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること（売上高減少額方式は選択できません）

早期一部支払い制度の概要

| 【イメージ】 | 第1次 | 第2次 | 第3次 | 第4次 | 第5次 | 第6次 | 第7次 | 第8次 | 第9次 | 本申請受付 |
|-----------------------|----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|---|-------|
| 時短要請 | 4/7～4/20 | 4/28～5/11 | 5/12～5/31 | 6/1～6/14 | 8/7～8/19 | 8/20～9/12 | 8/27～9/12 | 9/13～9/30 | 1/21～2/13 (追加) 1/25～2/13 | |
| 【対象】高松市内 | 14日間 | 14日間 | 20日間 | 14日間 | 13日間 | 24日間 | | 18日間 | 24日間 10(12)日分 | |
| 【対象】高松市以外 | 14日間 | 14日間 | 20日間 | 14日間 | | | 17日間 | 18日間 | 24日間「7市6町」 (20日間)「追加・2町」 10(12)日分 | |
| いずれかの営業時間短縮協力金の受給実績あり | | | | | | | | | ↑ 前払い金の対象 | |

※早期一部支払い制度の詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、2月上旬に公表します。
 ※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

政令で定めるまん延を防止するために必要な措置を実施する対象施設

| 種類 | 対象施設例（※その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるもの） |
|----------------|--|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館 等 |
| 集会場等 | 集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等 |
| ホテル等 | ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。） |
| 博物館等 | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等 |
| 運動施設 及び遊技場 | 体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等 |
| 遊興施設 | カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等 |
| 物品販売業 を営む店舗 | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く [※] ） |
| サービス業 を営む店舗 | スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く [※] ） |

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療等

● イベント等の開催【法第24条第9項】

香川県全域

- ・ イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請

【別添10】：イベント等の開催に係る留意事項

● 県有施設等における対応

香川県全域

- ・ 適切な感染防止策の徹底を図り、開館・開園する。
- ・ 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の貸館予約（※）については、新規分の受付を停止する。
※ 栗林公園、県立ミュージアム
- ・ 対策期間における県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施する。

●県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、在宅勤務の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減や、時差出勤等による接触機会の低減に取り組む。